

社会福祉法人心境荘苑役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心境荘苑（以下「心境荘苑」という。）定款第9条第24条の規程に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、心境荘苑を主たる勤務場所とし、おおむね週3日以上出勤している役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として心境荘苑から受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は、支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 役員等が職務のため旅行したときは、別表3に基づき、旅費、報酬及び宿泊費を支給する。

(心境荘苑職員給与との併給)

第5条 心境荘苑の職員を兼ね、職員給与を支給されている役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月27日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月10日及び12月10日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任された日の前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任されたものにかかる報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前項の場合において、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 心境荘苑は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(規程の廃止)

役員及び評議員の報酬等に関する規程(平成17年4月1日)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

別表 1

役員等の報酬

(1) 評議員

	日	額
評議員会への出席		10,000円

(2) 常勤理事

役職名	月	額
理事長		350,000円
業務執行理事		280,000円

(3) 非常勤理事

	日	額
理事会等会議への出席		10,000円
法人及び施設業務のための出勤		10,000円

(4) 監事

	日	額
理事会・評議員会への出席		10,000円
監事監査等への出席		10,000円
法人及び施設業務のための出席		10,000円

別表 2

常勤役員等の賞与

7月の賞与	心境荘苑給与規程第21条第1項に定める 期末手当
12月の賞与	心境荘苑給与規程第21条第1項に定める 期末手当

別表 3

旅 費	宿 泊 費	日 当
実 費	10,000円	10,000円